

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社 竹中土木
- (2) 代表者氏名 取締役社長 竹中 祥悟
- (3) 住所 東京都江東区新砂一丁目 1 番 1 号

2 指名停止措置期間 令和 8 年 8 月 1 8 日 ～ 令和 8 年 9 月 1 7 日 (1 か月)

3 事案の概要

当該業者は、施行中の「近畿自動車道九宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において、令和 7 年 8 月 5 日に発生した労働災害に関し、同社の使用人が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしていたとして、令和 8 年 6 月 1 0 日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 1 8（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表第 2 1 8>

措 置 要 件	期 間
1 8 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内